

7 自己株式の取得及び保有制限の見直し

(1) 自己株式の取得

会社は、定時総会決議により、**配当可能利益並びに株主総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内**で、次の定時総会の終結の時までに取得することができる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができることとされた(法第210条第1項から第3項まで)。

また、取得の方法について、市場価格のない株式は、売主につき株主総会の特別決議(法第343条)による承認を得、他の株主にも売主になる機会を与えた上で、特定の者から取得することができることとされ(法第210条第2項、第5項から第7項まで)、市場価格のある株式は、原則として、市場取引又は公開買付け(証券取引法第2章の2第2節)の方法により取得しなければならないこととされた(法第210条第8項)。

なお、取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生ずるおそれがある場合には、自己株式の買受けをすることができず、また、営業年度の終わりに欠損が生じた場合には、取締役が資本欠損のおそれがないと認めることについて注意を怠らなかったことを証明したときを除き、その欠損額を上限として、会社に対して損害賠償責任を負うこととされた(法第210条ノ2)。

(2) 自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することができることとされた(旧法第211条の改正)

(3) 自己株式の処分等

ア 自己株式の処分

(ア) 会社が保有する自己株式を処分するには、 処分すべき株式の種類及び数、
処分すべき株式の価額及び払込期日、 特定の者に対して特に有利な価額で
株式を譲渡すべきもの並びにこの者に対して譲渡する株式の種類、数及び価額
について、取締役会の決議を要することとされた(法第211条第1項本文)。

ただし、法に別段の定めがあるとき、又は定款により株主総会が決する旨を
定めたときは、この限りでない(法第211条第1項ただし書)。

(イ) 株式の譲渡制限の定めのある会社については、(ア)の 及び の事項につ
いて、株主総会の特別決議(法第343条)を要することとされた(法第21
1条第2項)。

(ウ) 自己株式の処分における株式の申込み、割当て等については、新株発行の規
定を準用することとされた(法第211条第3項)。

イ 代用自己株式としての利用

保有する自己株式については、株式交換、会社分割及び合併の際に発行する新
株に代えて使用することができることとされた(法第356条、第374条ノ1
9、第409条ノ2)。

(4) 自己株式の消却(任意消却)

ア 自己株式の消却手続

会社は、取締役会の決議により、消却すべき株式の種類及び数を定めて、保
有する自己株式を消却することができることとされた(法第212条)。この
場合においては、遅滞なく株式失効の手続を執らなければならない。株式失効
の手続とは、具体的には、株券を破棄して株主名簿又は株券台帳からその株式
に関する事項を抹消する等の手続である。

なお、定時総会の決議による株式の消却の制度(旧法第212条ノ2第1項)

は、廃止された。

イ 自己株式の消却による変更登記の取扱い

(ア) 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「自己株式の消却」とする。

登記すべき事項は、「発行済株式の総数」及び「発行すべき株式の総数」につき変更を生じた旨及びその年月日である。また、数種の株式を発行している場合には、前記の事項に加えて、「発行済各種の株式の数」及び「発行する各種の株式の数」につき変更を生じた旨が登記すべき事項となる。この場合の変更の年月日は、株式失効の手続を行った日である。

(イ) 申請書の添付書類

自己株式の消却による変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法第79条第1項）。

(5) 株式の強制消却

ア 株式の強制消却手続

取締役会の決議による自己株式の消却の場合のほか、資本の減少の規定に従う場合又は定款の規定に基づき株主に配当すべき利益をもってする場合でなければ、株式の消却をすることができないこととされた（法第213条第1項）。

なお、改正法により、額面株式の制度及び1株当たりの純資産額による制限が廃止され、資本の減少のために株式の消却を行う必要がなくなったため、会社分割による株式の消却に関する規定（旧法第212条第1項、第374条第2項第7号、第374条ノ17第2項第7号）が削除された。ただし、会社更生手続においていわゆる100パーセント減資を行う場合には、株式の併合の方法による

ことができないので、資本の減少の規定に従って発行済みの全株式を消却することとなる。

株式の強制消却の手続は、旧法第211条の場合と同様である。

イ 株式の強制消却による変更登記の取扱い

株式の強制消却による変更登記の添付書面は、従前と同様である（商登法第86条、第87条第2号参照）。

(6) 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の廃止

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）は、廃止することとされた（改正法第4条）。

なお、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の買受け及び資本準備金をもってする自己株式の消却を認めることとされた（改正法附則第3条第4項、第24条第1項）。